

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヤマダ電機テックランド多賀城店  
多賀城市町前四丁目166番1 外
- 二 市町村の意見
  - 1 歩行者の通行の利便の確保等について、立地場所が多賀城八幡小学校の通学路に接近していることから、小学生の下校時間と当該店舗の混雑予想時間帯が重なることから、当該時間帯には、交通整理員を配置するなど児童の交通安全確保に万全の措置を講じられたい。
  - 2 産業廃棄物減量化及びリサイクルについて、廃棄物の減量に努めると共に資源物等のリサイクルルートを独自に構築し、資源物等をリサイクルするよう配慮されたい。
  - 3 騒音の発生について、十分な配慮と対応を願うとともに、大規模小売店舗届出書に記載の騒音防止計画を遵守されたい。
  - 4 廃棄物の保管について、衛生面に十分留意されたい。
  - 5 一般廃棄物について、本市が許可している業者に収集運搬を依頼するか、本市指定の処理施設に直接自らが搬入するようお願いしたい。
  - 6 産業廃棄物について、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼されたい。
  - 7 一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底を行い、それぞれ適正に処理するとともに廃棄物の減量対策を講じられたい。また、駐車場等のごみの清掃及び飛散防止対策についても講じられたい。
- 三 地域住民等の意見の概要
  - 1 駐車需要の充足等交通について、ジャスコ多賀城店側の道路（市道）の出入口 は町前西交差点に隣り、また出入口道路は県道仙台塩釜線（以下「産業道路」という。）からの来店及び退店路になっており、交差点から出入口付近の交通混雑が予測されるので、出入口まで計画敷地の一部を充当して道路幅員を二車線にすべきである。
  - 2 駐車需要の充足等交通について、当該店舗の東側の市道を挟んで、第二駐車場が計画されているが、来店客を駐車場から店舗に安全に誘導するため、東側市道・出入口 の付近に横断歩道を設置する必要がある。
  - 3 駐車需要の充足等交通について、当該店舗の東側市道の出入口 は、塩釜・七ヶ浜方面からの来店客が産業道路から進入できず、退店のみとなっているが、来店車輛の進入によって混雑が予想されるので、産業道路に左折禁止等の適切な誘導看板の設置が必要である。
  - 4 駐車需要の充足等交通について、当該店舗は産業道路を仙台方面から来店する場合、ジャスコ多賀城店で死角になり、町前西交差点付近の交通混雑が予想され、交通事故等も危惧されるので、交差点手前に当該店舗駐車場への誘導看板を設置し、適切に誘導する必要がある。
  - 5 駐車需要の充足等交通について、当該店舗の来店・退店の経路計画においては、隣接する産業道路が主要幹線道路で交通量が多く、とくに朝夕の通勤時間帯の交通量が過剰で、交通渋滞が常態化しており、また、当該店舗の周囲五百m圏には、西に隣接してジャスコ多賀城店、産業道路

沿いにコジマ、MAXデンコードー等の大型店、その他複数の大型専門店等が立地、圏域内の相乗的な交通量によって、異常な交通渋滞や交通事故等が予想されるので、広範囲にわたる交通規制の見直しと看板等による適切な誘導が必要である。

- 6 歩行者の通行の利便の確保について、当該店舗が近接する産業道路の歩道は、歩行者及び自転車等の通行客の往来が激しいので、町前西交差点から出入口への進入路である市道の横断歩道に交通誘導員を配置し、通行客の安全を確保する必要がある。
- 7 歩行者の通行の利便の確保について、当該店舗の西側に接する市道には歩道が整備されていないが、来店客及び一般の通行客の往来が予想されるので、歩行の安全を確保するため、出入口及び出入口に交通誘導員を配置すべきである。
- 8 歩行者の通行の利便の確保について、当該店舗の場合、建物の下に主要な駐車場が設けられており、駐車場内の見通しが悪いので、車輛誘導のための誘導員を配置するとともに、来店客の往来の安全確保に当たる必要がある。
- 9 騒音について、当該店舗の閉店後、暴走族等が駐車場に侵入し、車輛騒音を発生させないように出入口に施錠し、深夜・早朝時に警備員を巡回させる必要がある。
- 10 騒音について、当該店舗の駐車場等において、スピーカーを使用する場合、音量及びスピーカーの向き等に配慮し、騒音の防止に努めるべきである。
- 11 廃棄物について、廃棄物の分別・リサイクル、処理等においては、多賀城市の条例または指導に従う必要がある。
- 12 廃棄物について、当該店舗の一階の荷捌き施設周辺に空箱や段ボール等が散乱しないよう注意が必要である。
- 13 街づくりについて、当該店舗は主要地方道である産業道路に面すると共に、四方が道路で囲まれているので、建物全体のデザイン・色彩等にとくに配慮し、街並みや景観の保持に努める必要がある。
- 14 街づくりについて、夜間の建物及び駐車場等の屋外照明は、明るさ、照射方向、点灯時間等において、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮する必要がある。
- 15 多賀城市においては、「中心市街地活性化法」に基づく「基本計画」を策定、さらにTMO「(株)まち・みらい多賀城」を設立し、中心市街地活性化等に取り組んでいるので、当市の「まちづくり計画」に適應する店舗施設づくりと当市のまちづくりへの貢献、地元商店会組織への加盟等が大型店の社会的責任において望まれる。
- 16 当該店舗の届出においては、交通量および騒音等は予測数値に基づいて検討されているが、開店後の状況が予測と相違することも考えられ、また地域環境の変化も予想されるので、周辺的生活環境保持のため、地域住民と定期的に意見交換する機会を設ける必要がある。

#### 四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所

#### 五 縦覧期間

平成18年1月24日から平成18年2月24日まで(ただし、閉庁日を除く。)